

## 5 その他の試験結果

### (1) 公道上不明水の調査結果

整理番号	採水場所
------	------

---

- |   |        |
|---|--------|
| ① | 寿楽荘    |
| ② | 山本西2   |
| ③ | 千種4    |
| ④ | 武庫山1   |
| ⑤ | 野上4    |
| ⑥ | 青葉台1   |
| ⑦ | 中山五月台4 |
| ⑧ | 星の荘①   |
| ⑨ | 星の荘②   |
| ⑩ | 星の荘③   |
| ⑪ | 星の荘④   |
| ⑫ | 西谷     |
| ⑬ | 清荒神2   |
| ⑭ | 雲雀丘3   |
| ⑮ | 西谷切畑   |
| ⑯ | 西谷長谷   |

## 5 その他の試験結果

### (1) 公道上不明水の調査結果

整理番号	受付日	場所	調査結果
①	H19.5.7	寿楽荘	比較した水道水の水質結果と異なるため、水道水ではないと推定。
②	H19.5.14	山本西2	比較した水道水の水質結果と異なるため、水道水ではないと推定。
③	H19.6.19	千種4	トリハロメタンが不検出、比較した水道水の水質結果とも異なるため、水道水ではないと推定。
④	H19.6.19	武庫山1	トリハロメタンが不検出、比較した水道水の水質結果とも異なるため、水道水ではないと推定。
⑤	H19.6.26	野上4	トリハロメタンが不検出、比較した水道水の水質結果とも異なるため、水道水ではないと推定。
⑥	H19.9.21	青葉台1	トリハロメタンが不検出、比較した水道水の水質結果とも異なるため、水道水ではないと推定。
⑦	H19.11.9	中山五月台4	トリハロメタンが不検出のため、水道水ではないと推定。
⑧	H20.1.29	星の荘①	トリハロメタンが不検出のため、自然水と推定。
⑨	H20.1.29	星の荘②	トリハロメタンが検出されたため、自然水ではないと推定。
⑩	H20.1.29	星の荘③	トリハロメタンが不検出のため、自然水と推定。
⑪	H20.1.29	星の荘④	トリハロメタンが不検出のため、自然水と推定。
⑫	H20.1.31	西谷	トリハロメタンが検出されたため、自然水ではないと推定。
⑬	H20.3.4	清荒神2	トリハロメタンが不検出のため、自然水と推定。
⑭	H20.3.12	雲雀丘3	トリハロメタンが不検出のため、水道水ではないと推定。
⑮	H20.3.25	西谷切畑	トリハロメタンが不検出のため、水道水ではないと推定。
⑯	H20.3.25	西谷長谷	トリハロメタンが検出されたため、水道水と推定。

## 5 その他の試験結果

### (2) 一般給水栓水の問い合わせ

整理番号	場所
①	社町
②	御殿山2
③	御殿山2
④	中山寺1
⑤	御殿山2
⑥	伊子志3
⑦	仁川高丸
⑧	中山荘園
⑨	中州1
⑩	武庫山
⑪	仁川台
⑫	平井
⑬	逆瀬川
⑭	武庫山2
⑮	仁川北

## 5 その他の試験結果

### (2) 一般給水栓水の問い合わせ

整理番号	受付日	場所	内容	調査結果
①	H19.4.24	社町	トイレの蛇口に黄色異物が付着する。	異物は雑菌が繁殖したものであった。換気や清掃をこまめに行うことで予防できると説明。
②	H19.7.17	御殿山2	トイレの水溜めに黒色異物が付着する。	黒色異物は給水器具に使用されているゴムが劣化し剥離したものであった。
③	H19.8.14	御殿山2	製氷皿に黒色異物が付着する。	顕微鏡で確認した結果、黒色異物は給水器具に使用されているゴムが劣化し剥離したものであった。
④	H19.8.15	中山寺1	浴槽の水が緑色に見える。	浴室の色調や光により浴槽の中の水が青緑色に見える現象である。
⑤	H19.7.23	御殿山2	黒いツブが出る。	顕微鏡で確認した結果、黒色異物は給水器具に使用されているゴムが劣化し剥離したものであった。
⑥	H19.8.23	伊子志3	黒いツブが出る。	顕微鏡で確認した結果、黒色異物は給水器具に使用されているゴムが劣化し剥離したものであった。
⑦	H19.8.27	仁川高丸	黒いツブが出る。	顕微鏡で確認した結果、黒色異物は給水器具に使用されているゴムが劣化し剥離したものであった。
⑧	H19.8.31	中山荘園	浴室と台所で黒いツブが出る。	顕微鏡で確認した結果、黒色異物は給水器具に使用されているゴムが劣化し剥離したものであった。
⑨	H19.9.13	中州1	黒いツブが出る。	顕微鏡で確認した結果、黒色異物は給水器具に使用されているゴムが劣化し剥離したものであった。
⑩	H19.9.14	武庫山	宝塚の水道水は硬水か。以前のようなフッ素の問題はあるか。	宝塚市の水道水は硬度100mg/L以下であり軟水に分類される。フッ素は水道法で定められている水質基準以下であり問題はない。
⑪	H19.9.18	仁川台	電気ポット内に緑色の残留物が残る。	水道水中のミネラル分が沈着したものであった。一般的に白色だが、水道水中の金属等により色を帯びる場合がある。
⑫	H19.10.1	平井	水道水がにおう。	水質検査の結果、水質基準に適合しており問題はない。
⑬	H20.2.8	逆瀬川	水道水がにおう。沸かすと特に感じる。	水道水を長期間使用しないことによる滞留が原因であった。
⑭	H20.2.19	武庫山2	黒いツブが出る。	顕微鏡で確認した結果、黒色異物は給水器具に使用されているゴムが劣化し剥離したものであった。
⑮	H20.2.20	仁川北3	電気ポットに異物が付着する。	水道水中のミネラル分が濃縮され沈着したものであった。

